

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第6回) | 参考資料 2 |
| 令和元年6月28日(金) | |
| 歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第5回) | 資料1 |
| 令和元年5月31日(金) | |

臨床研修施設に関する現状と課題

(1)大学病院

(歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院)

(2)病院 ((1) 以外)

1. 研修内容について

- 到達目標の見直し
 - 卒前・卒後の一貫性
 - 研修歯科医の将来の目標設定(キャリア形成)に資する
 - 基礎的な診療技術の習得が可能
 - 地域包括ケアシステムの中で活躍できる歯科医師の養成
 - 臨床研修施設の特徴を反映した到達目標
- 多様なニーズへの対応(基礎研究枠の検討も含む。)

2. 臨床研修施設について

- 歯科大学における研修体制のあり方
- 病院歯科における臨床研修の充実
- 歯科診療所における臨床研修の充実

3. 指導体制について

- 指導歯科医の要件(更新制の必要性の検討も含む。)
- 指導歯科医講習会のあり方(内容、受講時期等)

これらの論点について、具体的な内容をワーキンググループで検討することとしてはどうか。

【歯科大学における臨床研修について】

- 歯科大学への一極集中を緩和するため、歯科大学の定員を減らす、自大学の出身者の割合を制限するなどの検討が必要ではないか。
- 歯科医師の偏在の観点から、過疎地域や歯科大学のない都道府県での研修について考える必要があるのではないか。

【病院歯科を取り巻く状況】

- 病院歯科、特に地方の急性期中核病院において研修歯科医の募集を取りやめざるを得ない場合がでてきており、病院歯科での研修の縮小が危惧される。
- 臨床研修施設として病院歯科を志望する者が少ない。
- 病院歯科の診療領域、専門性というのが施設により異なり、それが問題となる場合もある。

【到達目標について①】

- 歯科大学病院と病院歯科では、研修の内容、特長に大きな違いがあると考えられる。到達目標について、例えば歯科大学と医科大学・病院歯科で分けてはどうか。
- 将来の目標設定に対応できるように、研修内容の選択の幅のフレキシビリティを上げることで、満足度があがるのではないか。

（多職種連携）

- 周術期口腔機能管理など、臨場感あふれるところに研修歯科医がいると、少しはやる気になったり、関心をもつのではないか。卒前教育から、連動して経験できるようになるとよい。
- 臨床研修でうまく大学と病院歯科が連携できるようになると、卒前教育に病院歯科が役に立てるようになるのではないか。

【到達目標について②】

（地域医療）

- 制度開始当初は、全身管理を少しでも勉強、研修してもらいたいということで病棟研修というのが入ったが、実際には難しいことも多く、現在は、訪問歯科診療でも病棟研修でもよいという形になっているが、実際にはそれも難しいのではないか。
- 訪問歯科診療は地域の医療機関を中心に行われているため、大学病院が訪問診療を主体的に行うことが難しい場合がある。
- 大学に来ることができない患者さんは大学の教員はなかなかイメージできない。最近では、学生、あるいは研修歯科医を連れて訪問歯科診療に行くようになってきたがまだ難しい部分もある。

（地域保健）

- 病院歯科とか大学病院では、学校歯科医や保健所等との協力等ではできない状況であり、歯科診療所との連携は絶対必要である。

【その他】

（基礎研究枠）

- 大学としては、多様なニーズへの対応として、医科と同様に基礎研究枠の検討も進めてほしい。

（指導歯科医）

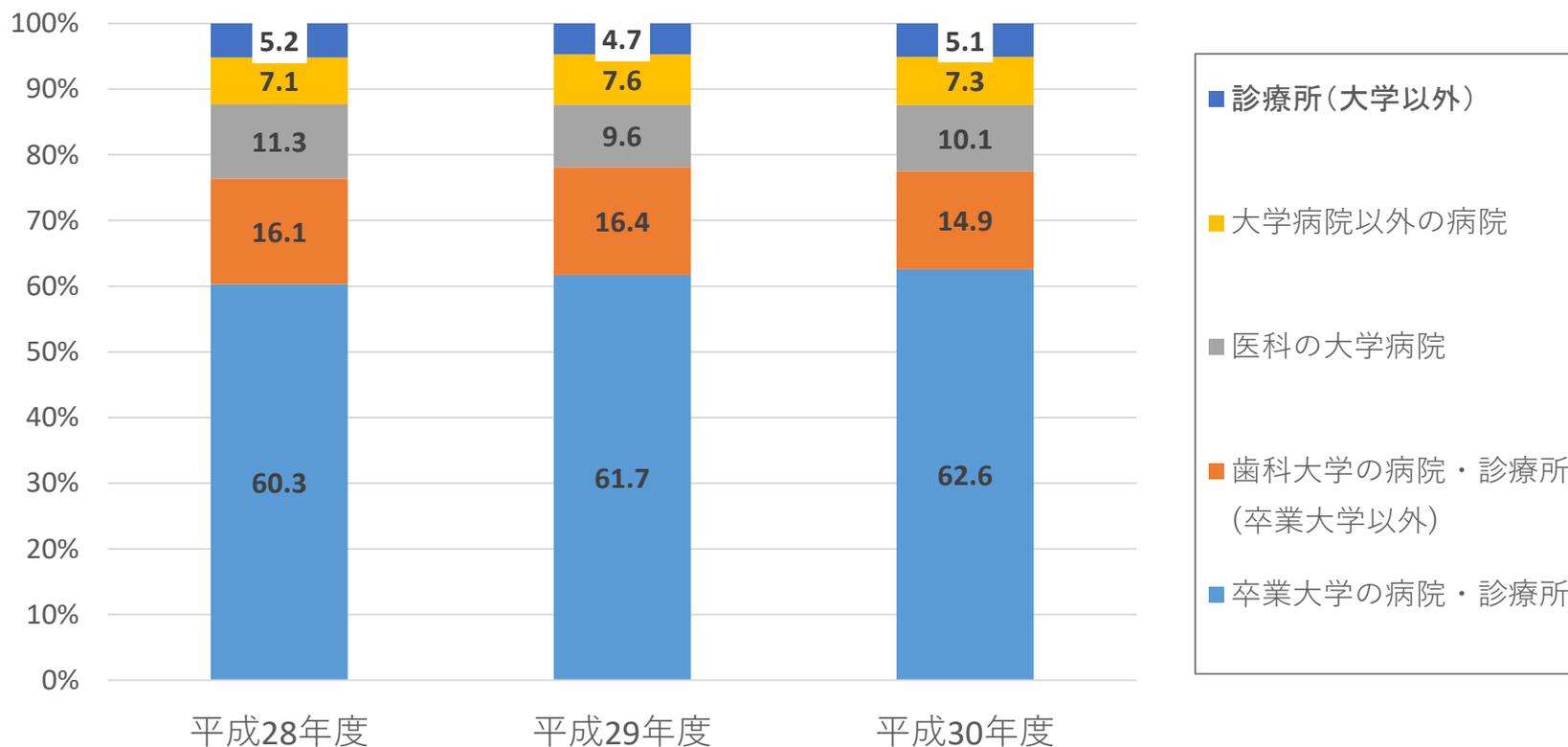
- 研修施設の定員は、指導歯科医1人当たり研修歯科医2人という計算があるが、大学病院での指導歯科医の取り扱いを今後どうするのか。（制度設計時の議論で、現在は大学は必ずしも研修歯科医2人に対して指導歯科医1人でなくてもよい取り扱いになっている。）

（指定要件）

- 3年間臨床研修医の受け入れがない場合、臨床研修施設の指定取り消しを余儀なくされる。研修施設の取り消しの条件について見直すべきではないか。
- 病院歯科において常勤1人の場合も多い。一方、協力型をもっと増やしたほうがいいと思うのが、常勤2名という要件が足かせになっていることも考えられる。常勤換算の考え方も検討すべきではないか。

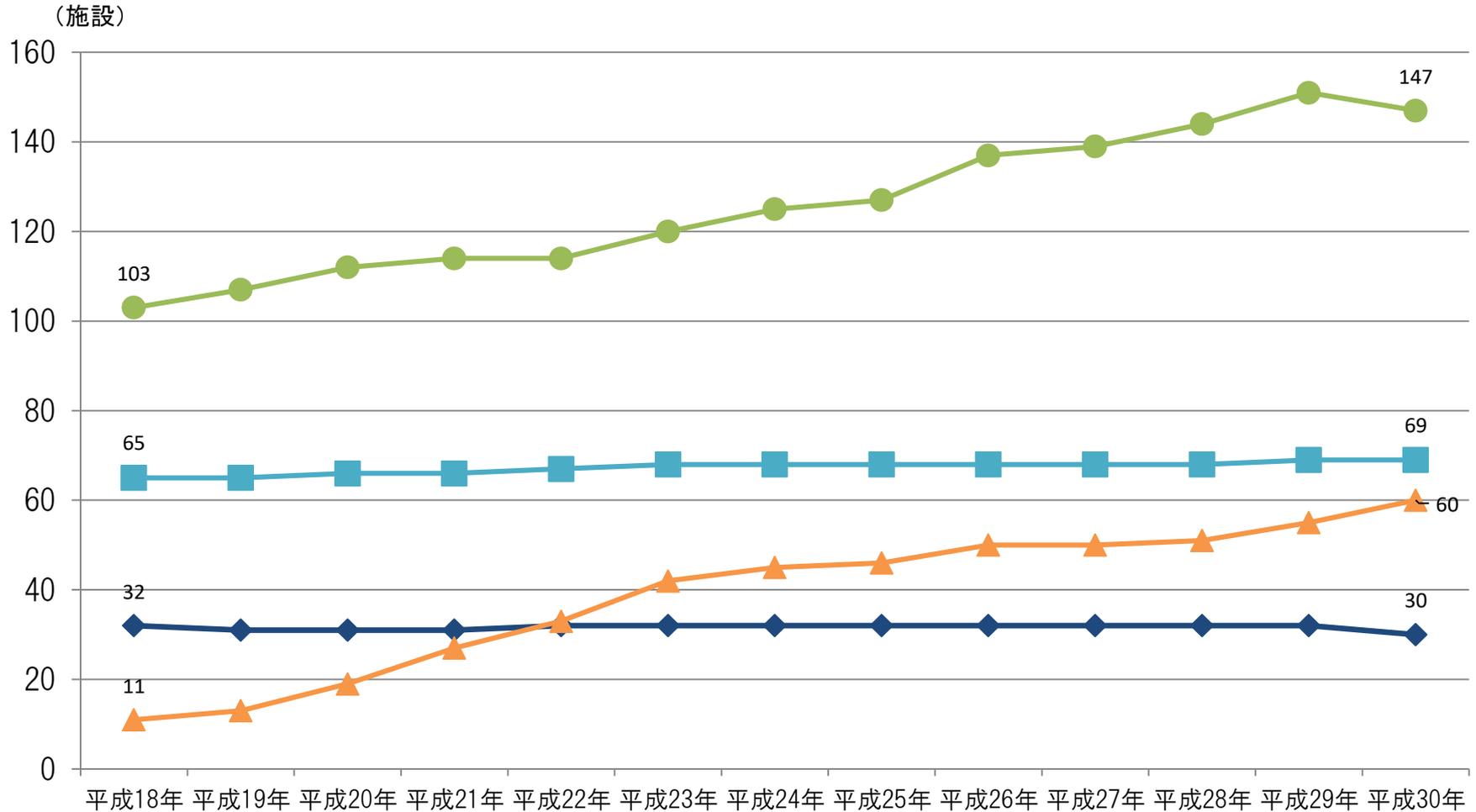
研修先(単独型・管理型臨床研修)の状況

- 直近3年間の研修先は、卒業大学の病院・診療所が約6割と最も多く、卒業大学以外もあわせると、7割以上が歯科大学の病院・診療所で臨床研修を行っている。
- 大学の病院・診療所(歯学部、医学部)以外の病院は約7%、診療所は約5%である。



臨床研修施設数(単独型・管理型)の年次推移

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第1回)(改)



◆ 歯科大学病院

■ 医科大学病院

● 単独型／管理者臨床研修施設(大学病院以外)

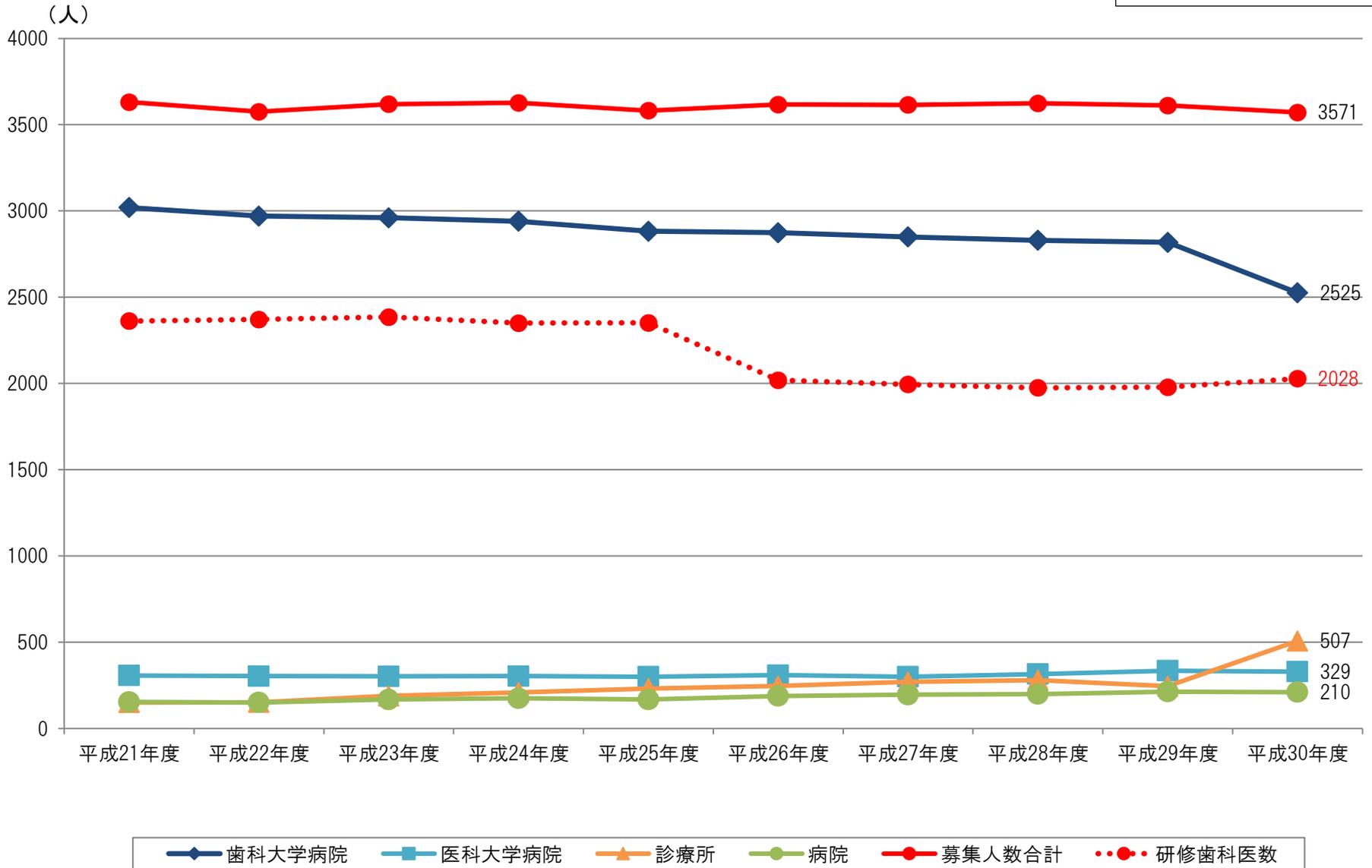
▲ 単独型／管理者臨床研修施設(診療所)

注) 施設数は、各年4月1日現在

(医政局歯科保健課調べ)

研修歯科医数と臨床研修施設数種別の募集人数の年次推移

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第1回)(改)



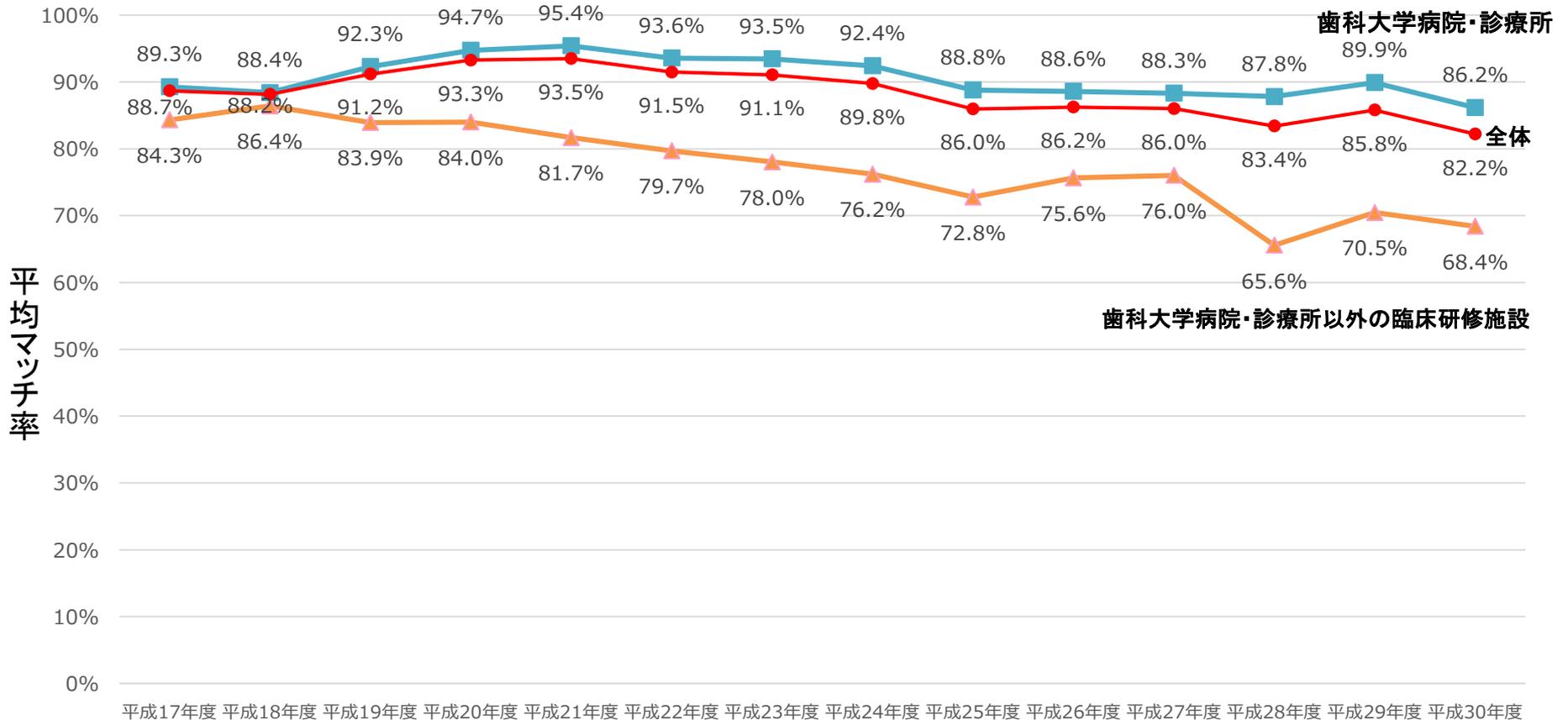
注) 研修歯科医数は2年プログラムの2年目、中断、未修了を除く。

(医政局歯科保健課調べ)

臨床研修施設の種類のマッチ率の年次推移

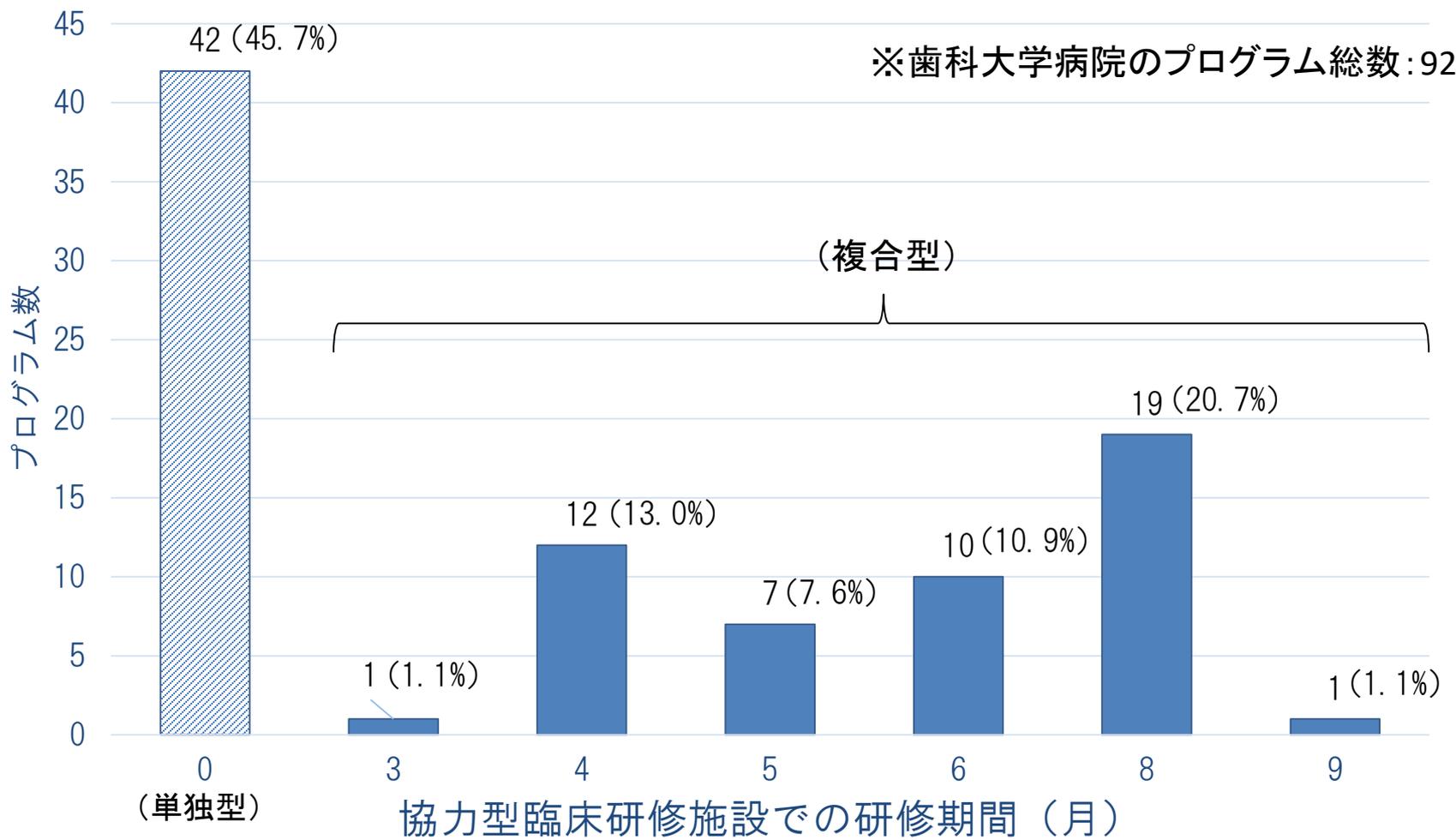
平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

- 全体の平均マッチ率は平成24年度までは90%前後で推移していたが、近年やや低下している。
- 平成30年度の歯科大学病院・診療所の平均マッチ率は約86%であった。
- 一方、歯科大学病院・診療所以外の臨床研修施設の平成30年度の平均マッチ率は約68%であり、低下傾向となっている。



歯科大学病院における協力型臨床研修施設の研修期間

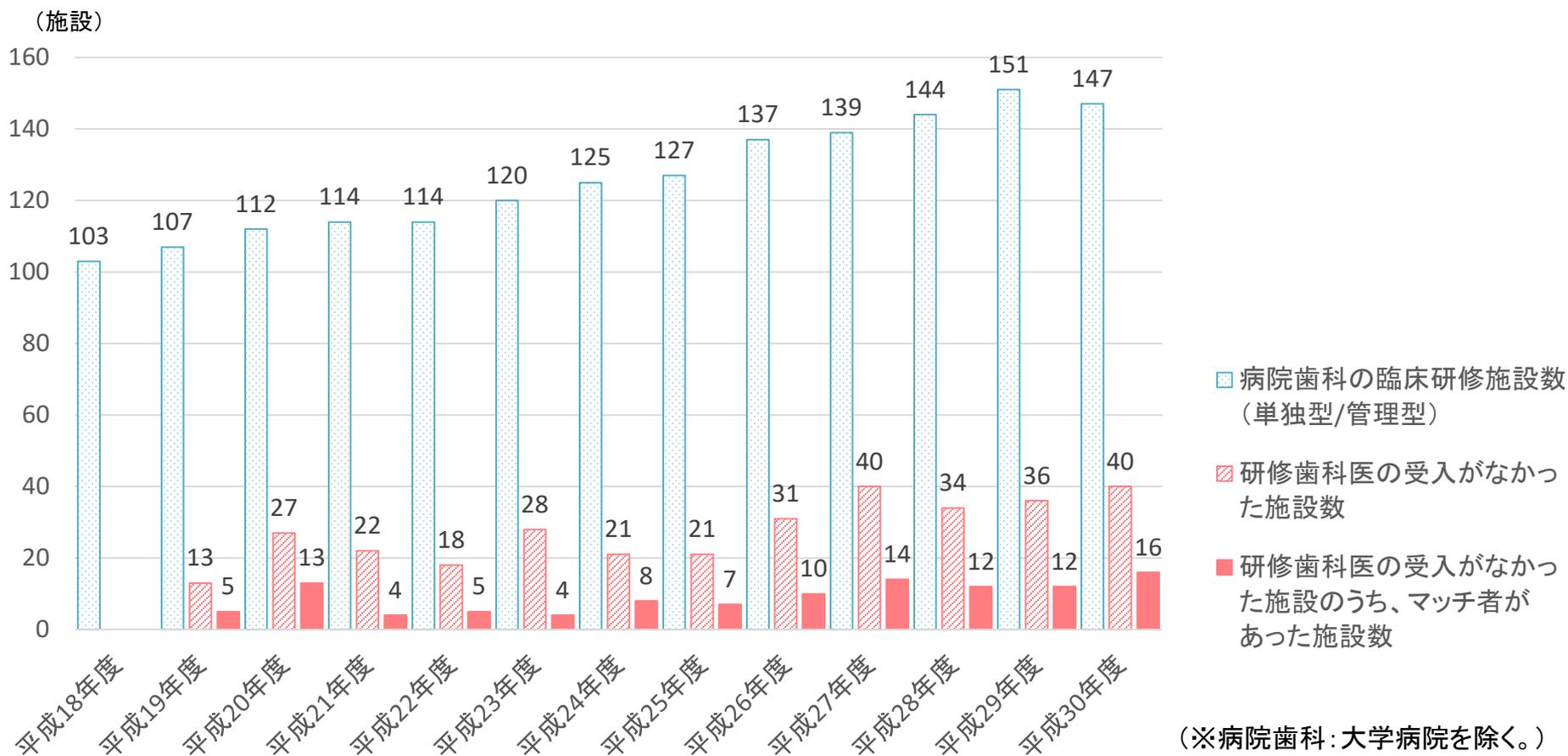
歯科大学病院のプログラムの状況（H30年度）



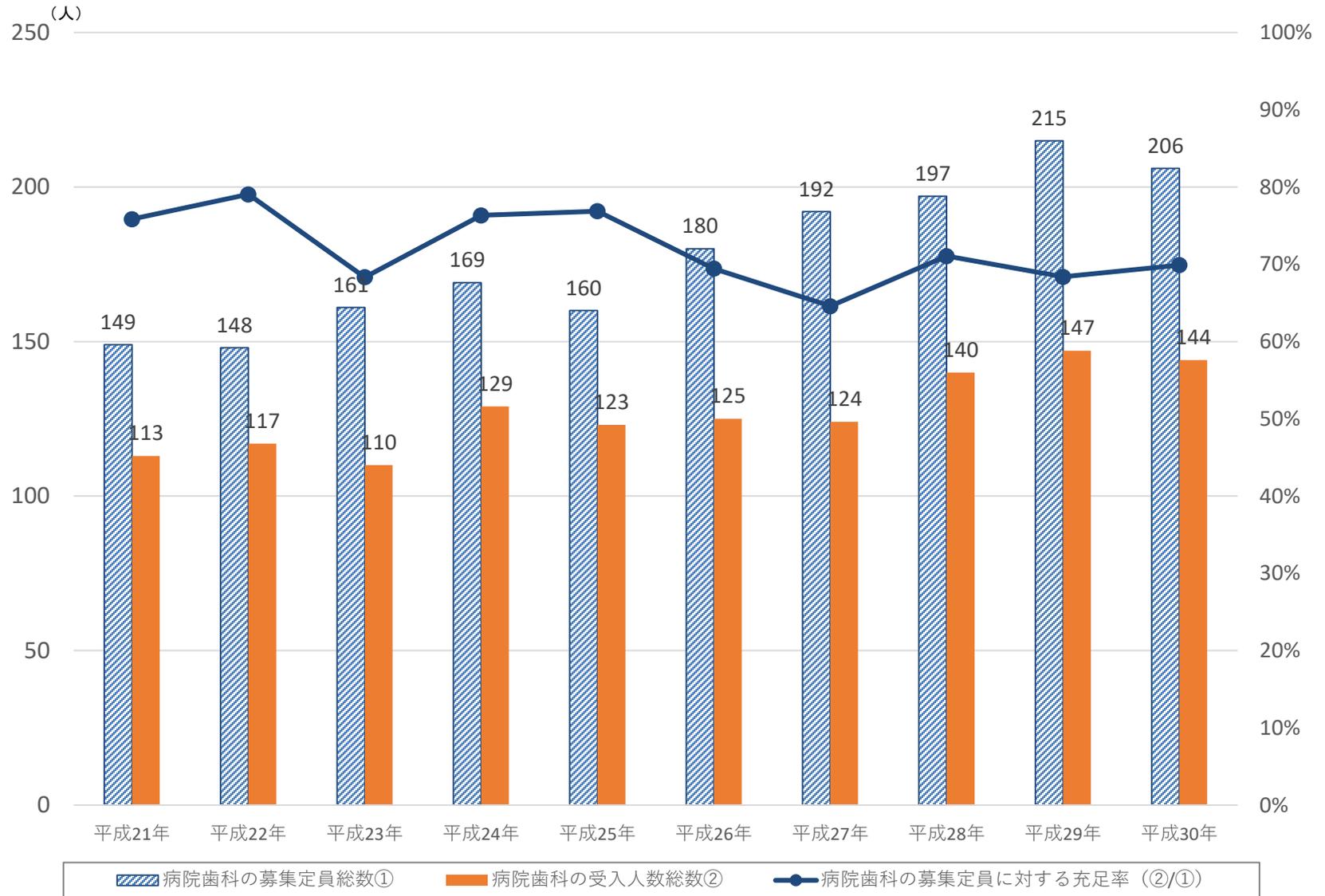
病院歯科の研修歯科医の受入状況

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

- 病院歯科の臨床研修施設数（単独型/管理型）は、平成18年度の103施設から平成30年度は147施設になり、近年、増加傾向であるが、研修歯科医の受入れがない施設も増加しており、平成30年度は40施設（約3割）であった。
- また、受入れがなかった施設のうち、マッチ者がいた施設の割合は平成30年度で16施設と4割を占めている。



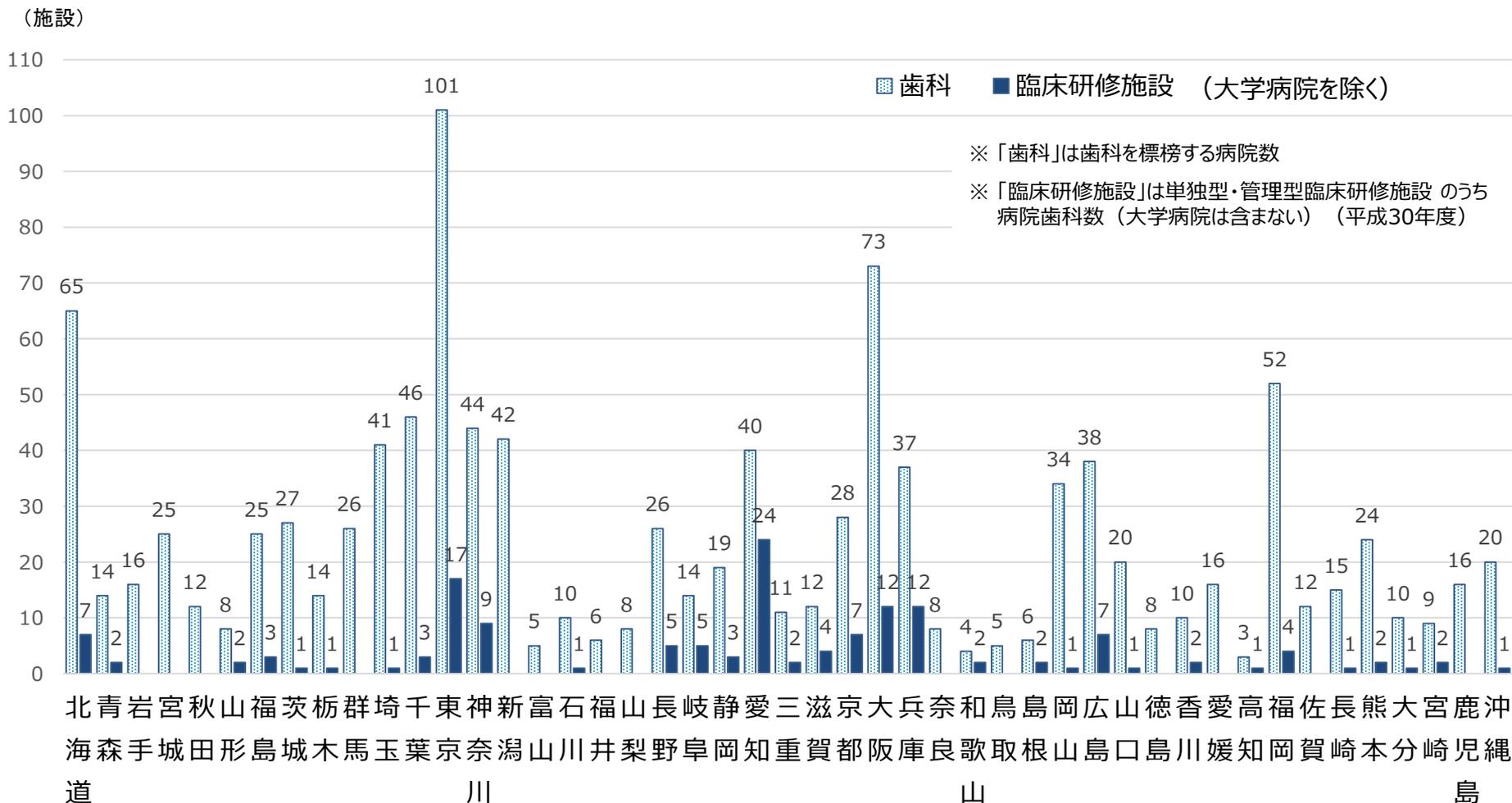
病院歯科(大学附属病院を除く)における歯科医師臨床研修の状況



病院歯科の臨床研修施設(単独型・管理型)の状況(都道府県別)

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第4回)

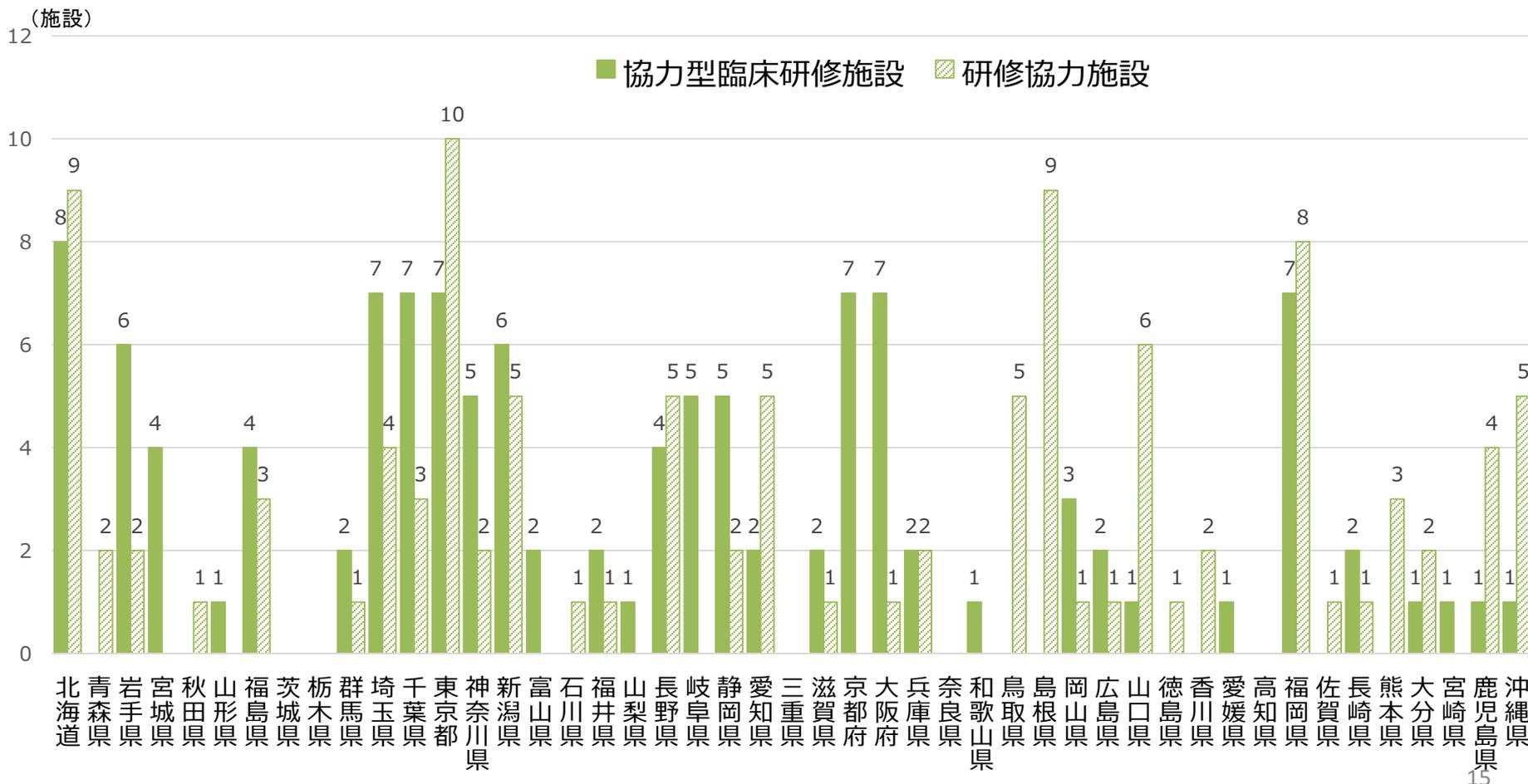
○ 単独型又は管理型臨床研修施設のうち歯科を標榜する病院(大学病院を除く)の都道府県別の施設数は、東京、愛知、大阪、兵庫以外は10施設未満であり、1施設もない県は14県である。



病院歯科の臨床研修施設（協力型、研修協力施設）の状況（都道府県別）

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

○ 協力型臨床研修施設、研修協力施設のうち病院歯科（大学病院および単独型・管理型臨床研修施設を除く）の都道府県別の施設数は、いずれも10施設以下であり、どちらもない県は5県（茨城県、栃木県、三重県、奈良県、高知県）である。



歯科医師臨床研修制度のこれまでの主な改正内容

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）（改）

| | 平成23年度改正 | 平成28年度改正 |
|-----------|--|---|
| 1. 研修内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 研修プログラムの記載事項の追加 ・ 到達目標の達成に必要な症例数と研修内容等 ・ 修了判定の評価を行う項目と基準 |
| 2. 臨床研修施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 連携型臨床研修施設の新設 (平成22年度までは、単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設(+研修協力施設)の区分で実施) ・ 臨床研修施設群方式の推進 (グループ化の推進) | <ul style="list-style-type: none"> ● 臨床研修施設の指定取消し要件の追加 ・ 3年以上研修歯科医の受入がないとき ・ 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき |

(参考)

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令

第十四条 厚生労働大臣は臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

- 一 臨床研修施設の区分ごとに、第六条第一項から第三項までに規定するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。
- 二 **三年以上研修歯科医の受入がないとき。**
- 三 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。

病院歯科の単独型／管理型臨床研修施設の取消しまたはプログラム廃止の状況

| | 廃止年度 | 管轄する 厚生局 | 取消し(プログラム廃止)理由 |
|---|------|-------------|---------------------------------|
| 1 | H18 | 関東信越 | 医療機関の変更 |
| 2 | H18 | 東海北陸 | その他 |
| 3 | H18 | 北海道 | その他 |
| 4 | H19 | 東海北陸 | その他 |
| 5 | H19 | 近畿 | その他 |
| 6 | H22 | 近畿 | 単独型臨床研修施設指定取消しに伴うプログラム廃止 |
| 7 | H23 | 関東信越 | 単独型としての指導体制確保困難(別のプログラムの協力型へ変更) |
| 8 | H23 | 東海北陸 | その他 |

| | 廃止年度 | 管轄する 厚生局 | 取消し(プログラム廃止)理由 |
|----|------|-------------|--------------------------|
| 9 | H24 | 北海道 | 別のプログラムの協力型へ変更 |
| 10 | H24 | 関東信越 | 指定要件割れ |
| 11 | H26 | 東海北陸 | 指定要件割れ |
| 12 | H29 | 東北 | 3年以上受入なし(別のプログラムの協力型へ変更) |
| 13 | H29 | 東海北陸 | 3年以上受入なし |
| 14 | H29 | 東海北陸 | 3年以上受入なし |
| 15 | H29 | 東海北陸 | 3年以上受入なし |
| 16 | H29 | 東海北陸 | 3年以上受入なし |
| 17 | H29 | 近畿 | 3年以上受入なし |

(参考) 歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動について①

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第4回)

- 歯科医師国家試験不合格等により、研修予定者を受入れることができなくなった募集定員が少数である受入施設に対して、受入施設の募集定員を超えない範囲でマッチ施設から研修予定者を異動させることができる。

歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について(平成25年1月4日 厚生労働省医政局歯科保健課 事務連絡)

歯科医師臨床研修予定者の受入れは、..(中略)、昨今の歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修予定者の受入れ状況等を考慮し、来年度以降、当分の間の研修予定者の受入れに関しても、下記の取り扱いをして差し支えないこととしましたので、ご了承くださいよろしく御願いいいたします。

記

1. 研修予定者の異動・受入れについては、別添に示す取扱いを行って差し支えないこと。なお、本取扱いを検討する際は、研修予定者の意思を最優先に、協議を進めること。
2. 上記1の場合や国家試験合格後に受入れ施設が決定した場合において、臨床研修施設の採用手続き等により研修開始が遅延した日数は、研修休止期間として扱うこととして差し支えない。ただし、当該遅延期間は研修休止期間として定められた45日に含まれる。なお、本取扱いを運用できる事例は、概ね4月15日までに研修が開始できる事例に限ること。
3. (略)

(別添)【本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件】

- ① **受入施設** (研修予定者をマッチ施設から受入れて臨床研修を開始する施設)
 - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
 - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位表登録を行っている。
- ② **マッチ施設** (歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設)
 - (1) 歯科大学(大学歯学部)附属病院である。
- ③ **研修予定者** (歯科医師臨床研修を受けようとする者)
 - (1) 受入施設の希望順位表登録を行っている。
 - (2) マッチ施設から受入施設へ異動する意思がある。

(参考) 歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動について②

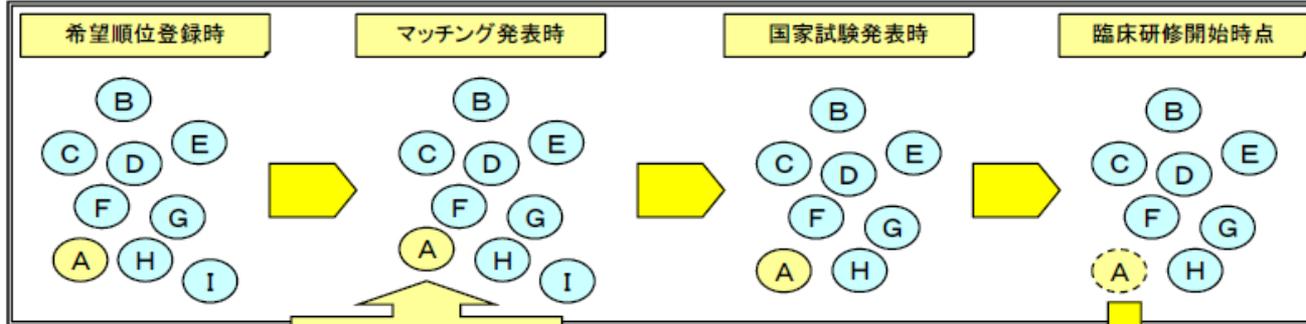
平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

研修予定者の異動・受入れに関する流れ



マッチ施設 **大学歯学部、歯科大学附属病院**

②(1) 歯科大学(大学歯学部)附属病院



研修予定者Aはマッチ施設にマッチ

研修予定者Aの異動について
施設間、研修予定者と協議

三者合意
研修予定者Aの異動

③(2) マッチ施設
から受入施設へ
異動する意思



受入施設(病院歯科等)



募集定員: 3名

欠員: 2名

受入数: 2名

①(1) 募集定員5名以下

①(2) 受入施設
希望順位表登録

③(1) 研修予定者
受入施設の希望
順位表登録

研修の実施状況

(臨床研修修了者アンケート調査より)

平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査概要

〈調査概要〉

- 対象者：平成29年度歯科医師臨床研修修了予定者 1,982名
- 調査方法：歯科医師臨床研修修了予定者に自記式質問票を送付、地方厚生局へ提出
- 調査時期：平成30年3月

〈回収状況〉

| 配布対象者 | 回収数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|
| 1,982 | 1,608 | 81.1% |

〈回答者の基本属性〉

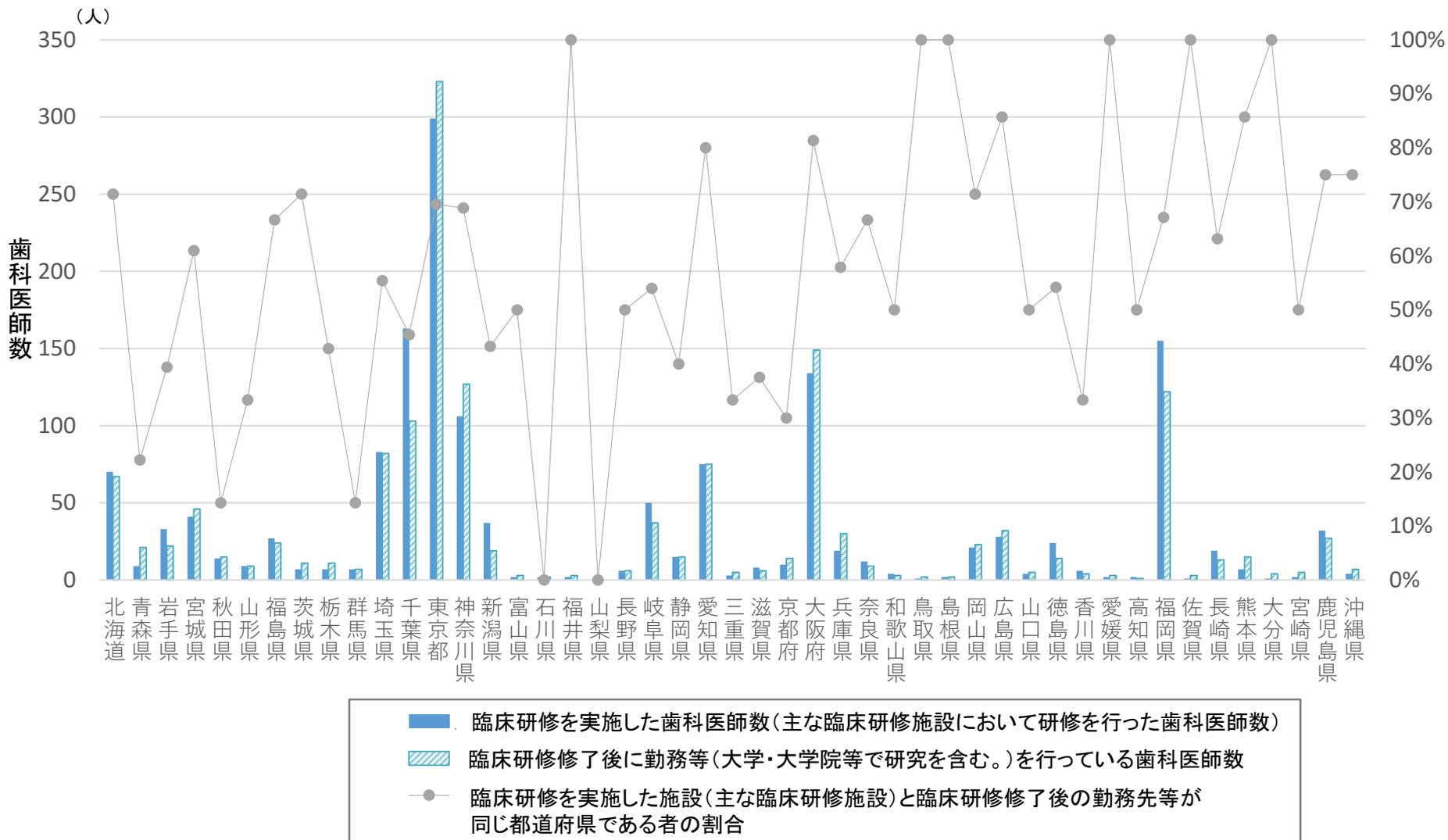
| 男性 | | 女性 | | 無回答 | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 916 | 57.0% | 649 | 40.4% | 43 | 2.7% |

〈主に臨床研修を行った施設別の研修歯科医数〉

- 卒業大学の大学附属病院 939名
- 卒業大学以外の大学附属病院(医学部附属病院を含む。) 361名
- 大学附属病院以外の病院 97名
- 歯科病院 30名
- 歯科診療所 122名

※「主に臨床研修を行った施設」：臨床研修歯科医自身の回答により分類。(複数回答により分類不能な回答を除く。)

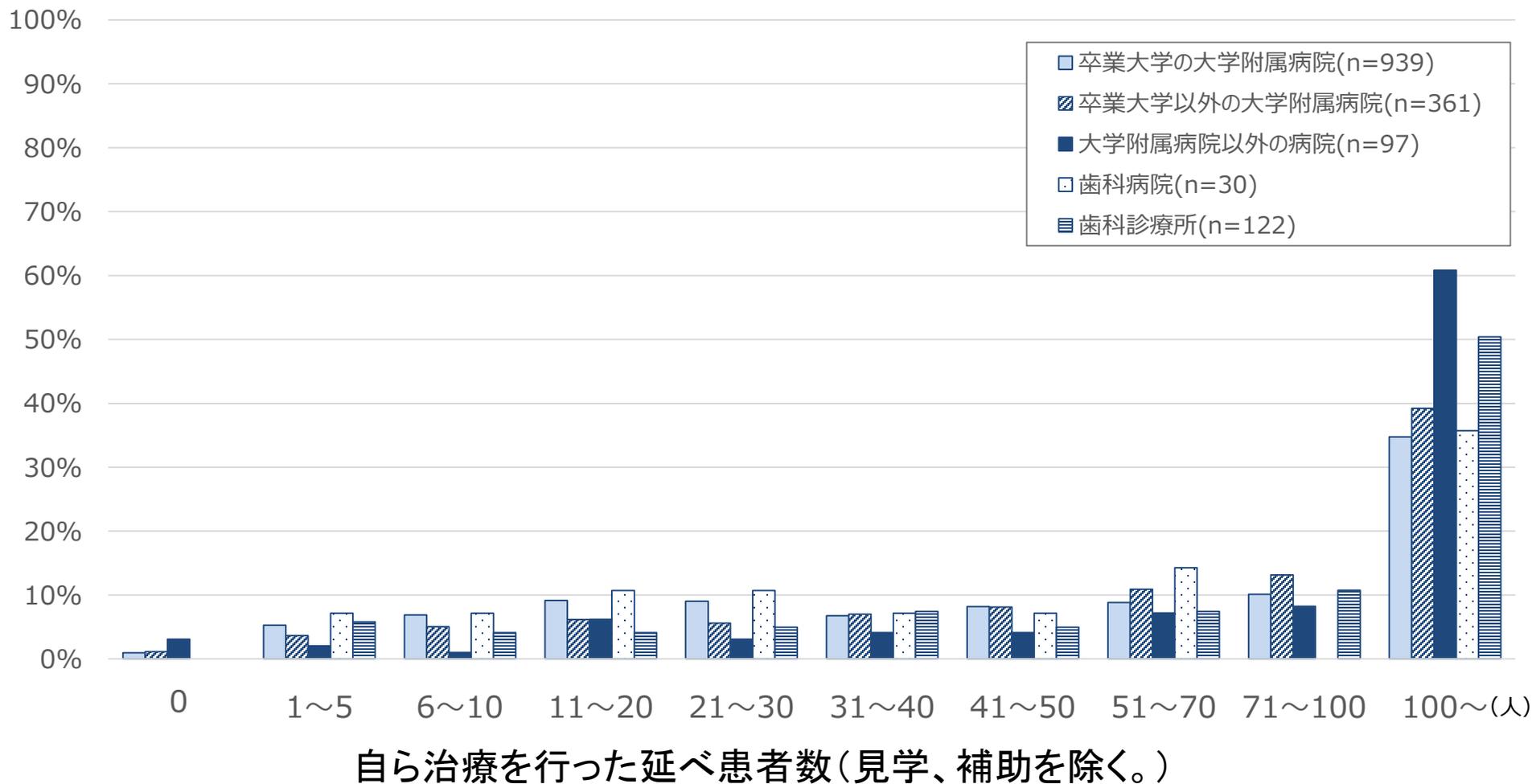
都道府県別の臨床研修歯科医の状況



(出典：平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査)

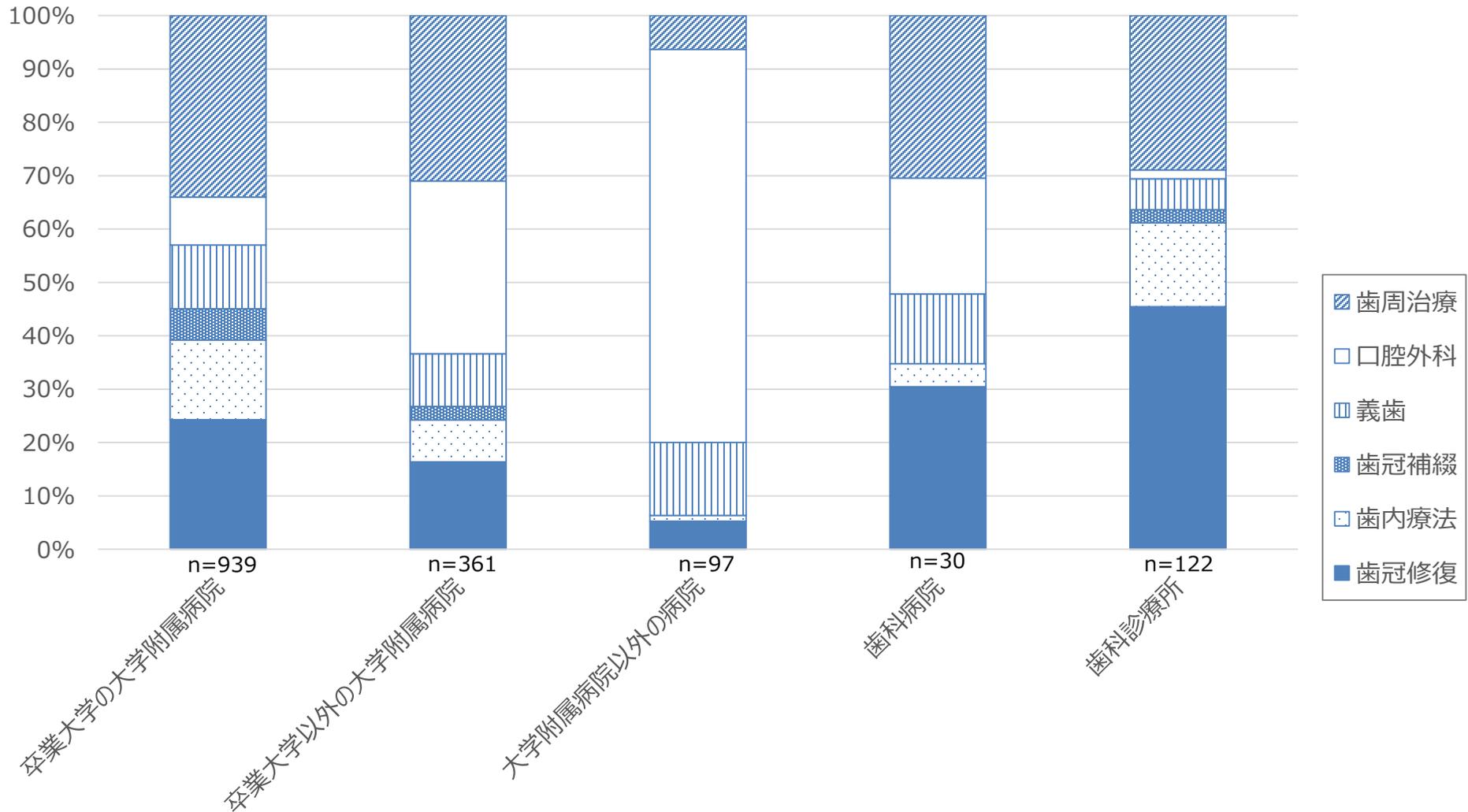
研修施設種別の自ら治療を行った患者数の状況

主に臨床研修を行った施設において、自ら治療を行った患者数の割合



最も多く研修を行った症例の内容

主に臨床研修を行った施設において、自ら治療を行った症例内容の割合



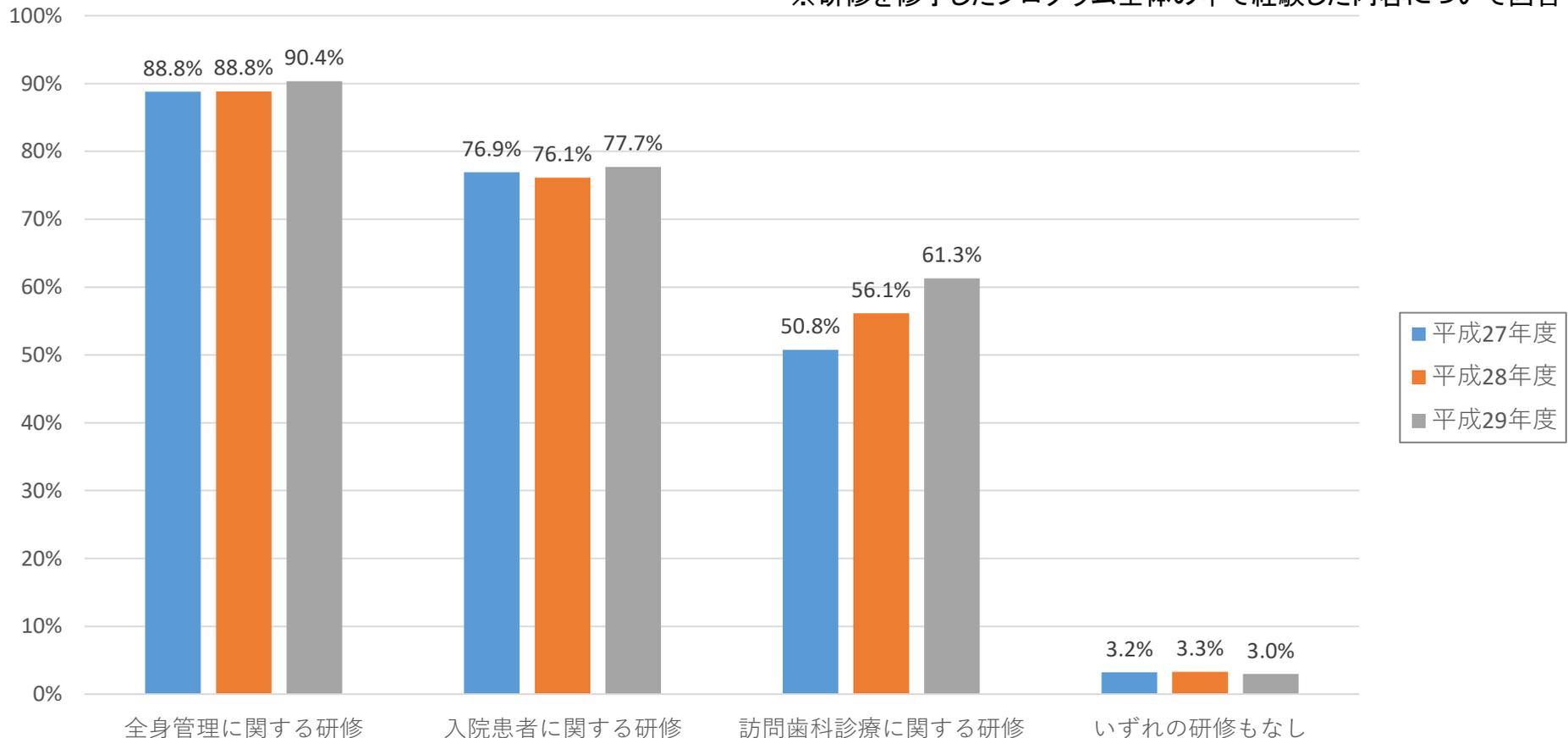
全身管理等に関する研修の実施状況

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）（改）

- 平成29年度修了者においては、全身管理に関する研修は約9割、入院患者に関する研修は約8割、訪問歯科診療については約6割が実施している。
- いずれの研修も実施していない者は約3%であり、ほとんどがいずれかの研修は実施している。

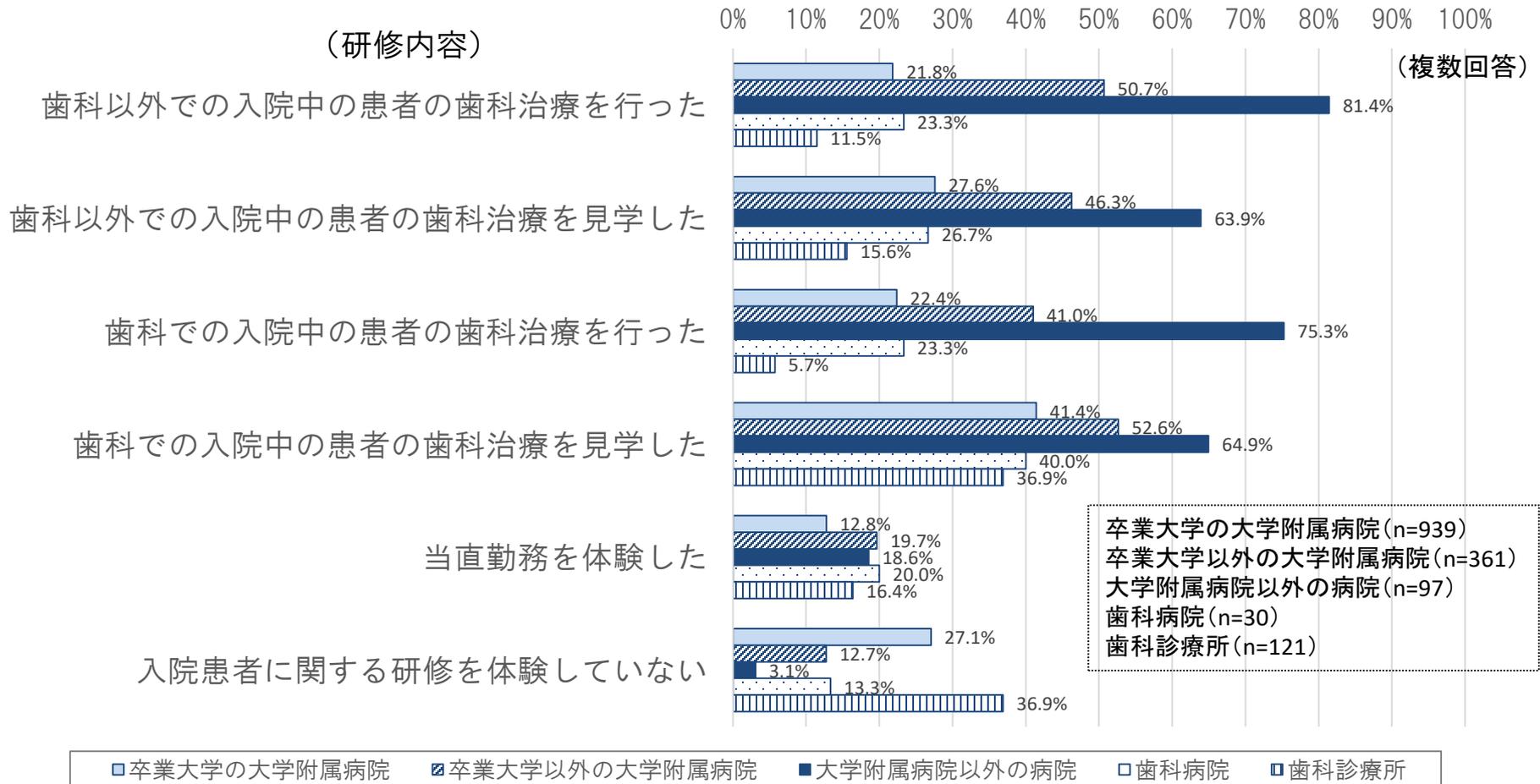
全身管理、入院患者、訪問歯科診療に関する研修の実施状況

※研修を修了したプログラム全体の中で経験した内容について回答



入院患者に対する研修の実施状況

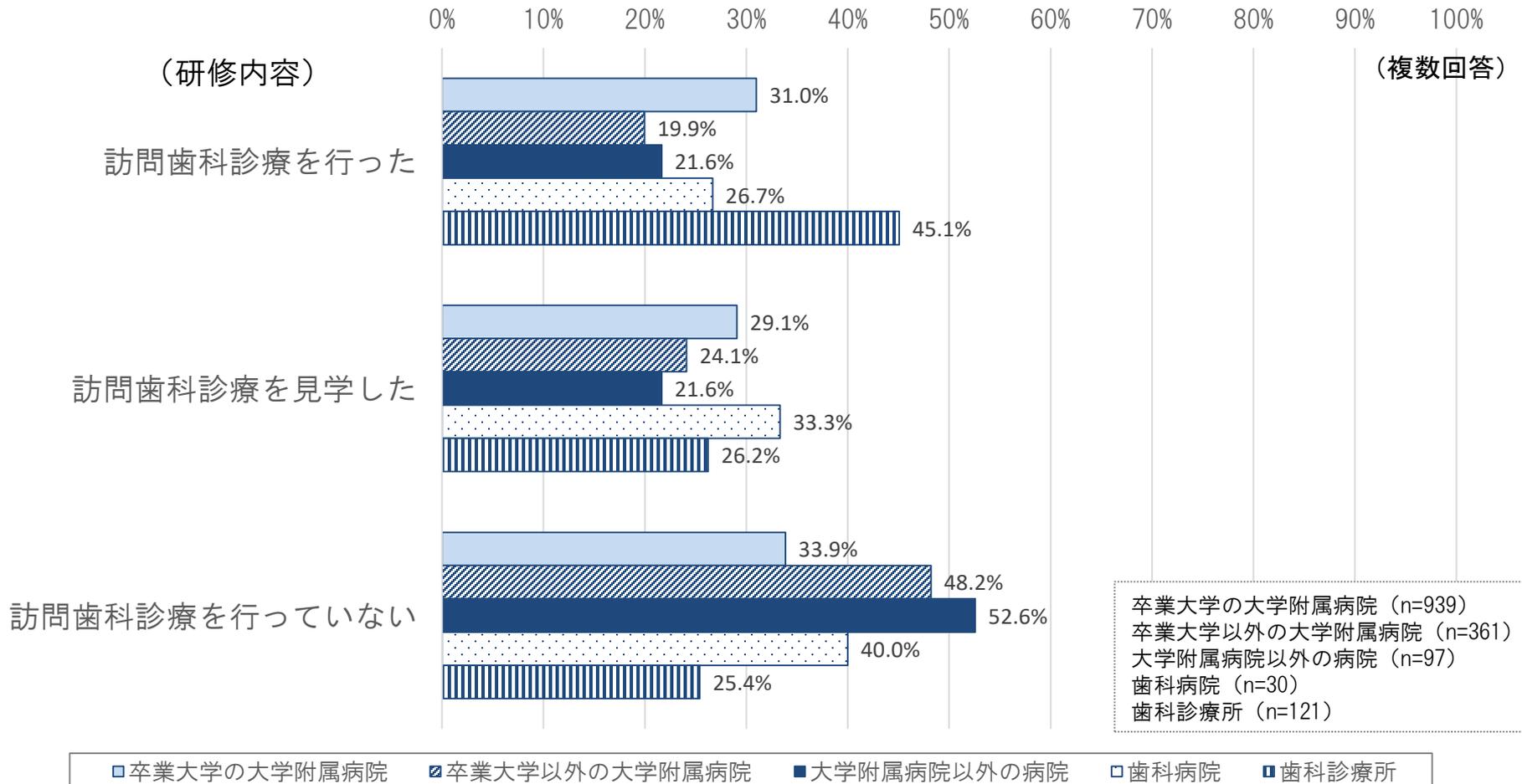
主に臨床研修を受けた施設種類別の各研修内容の経験者の割合



※研修を修了したプログラム全体の中で経験した内容について回答

訪問歯科診療に関する研修の実施状況

主に臨床研修を受けた施設種類別の各研修内容の経験者の割合

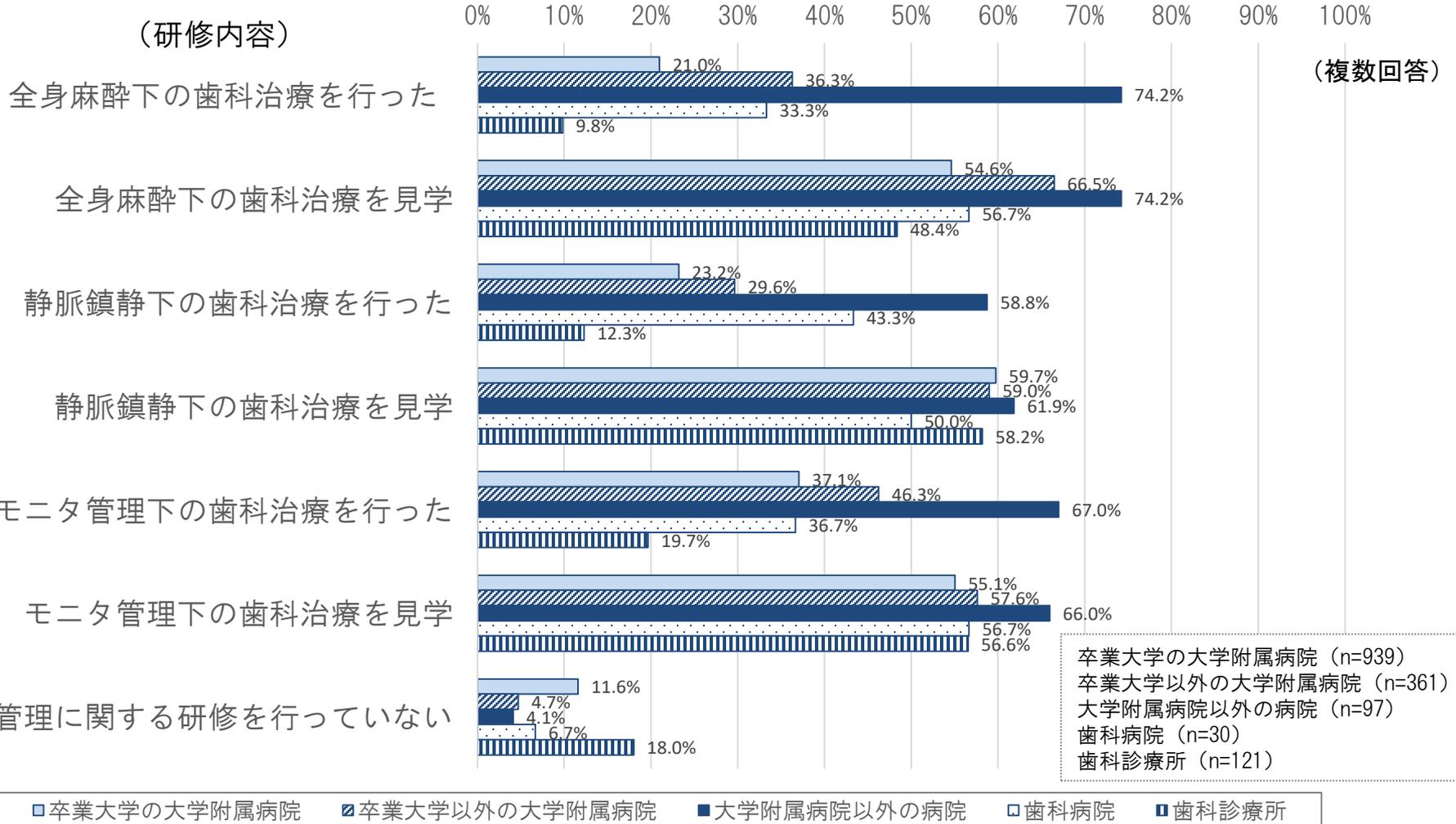


※研修を修了したプログラム全体の中で経験した内容について回答

(出典：平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査)

全身管理に関する研修の実施状況

主に臨床研修を受けた施設種類別の各研修内容の経験者の割合



※研修を修了したプログラム全体の中で経験した内容について回答

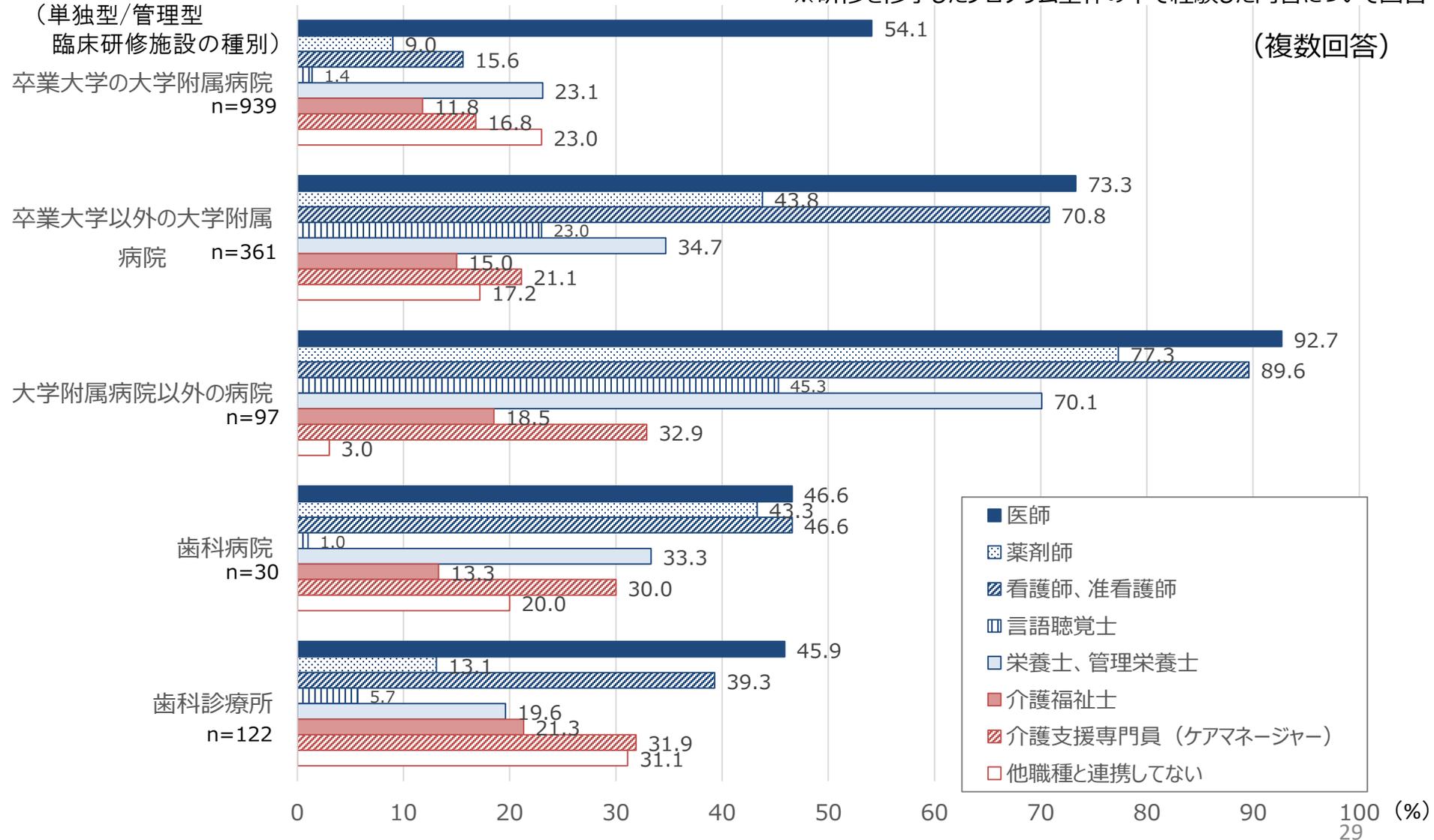
(出典：平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査)

歯科専門職以外との連携状況

研修期間中に他職種（歯科専門職以外）と連携を経験した割合

※研修を修了したプログラム全体の中で経験した内容について回答

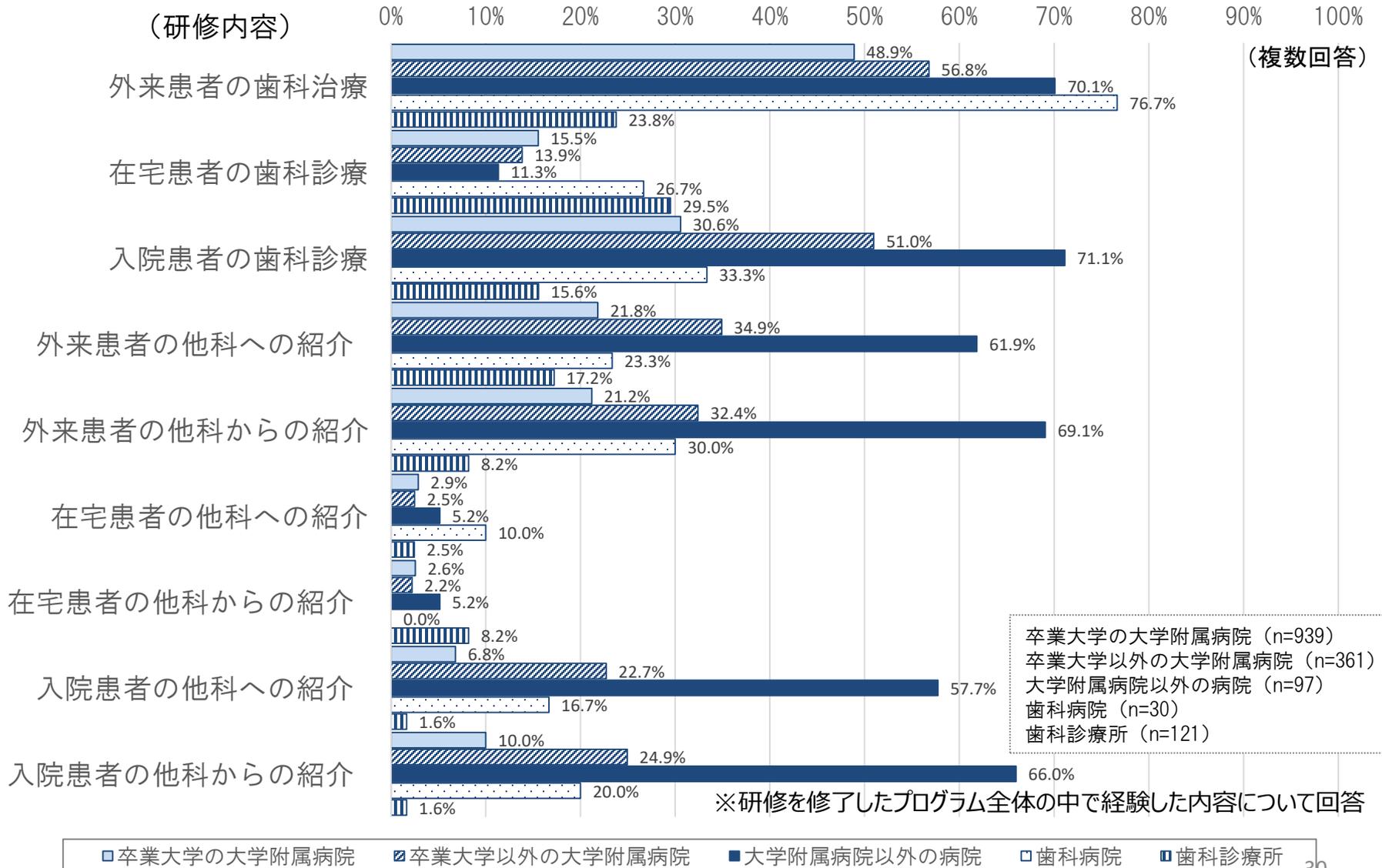
(複数回答)



(出典：平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査)

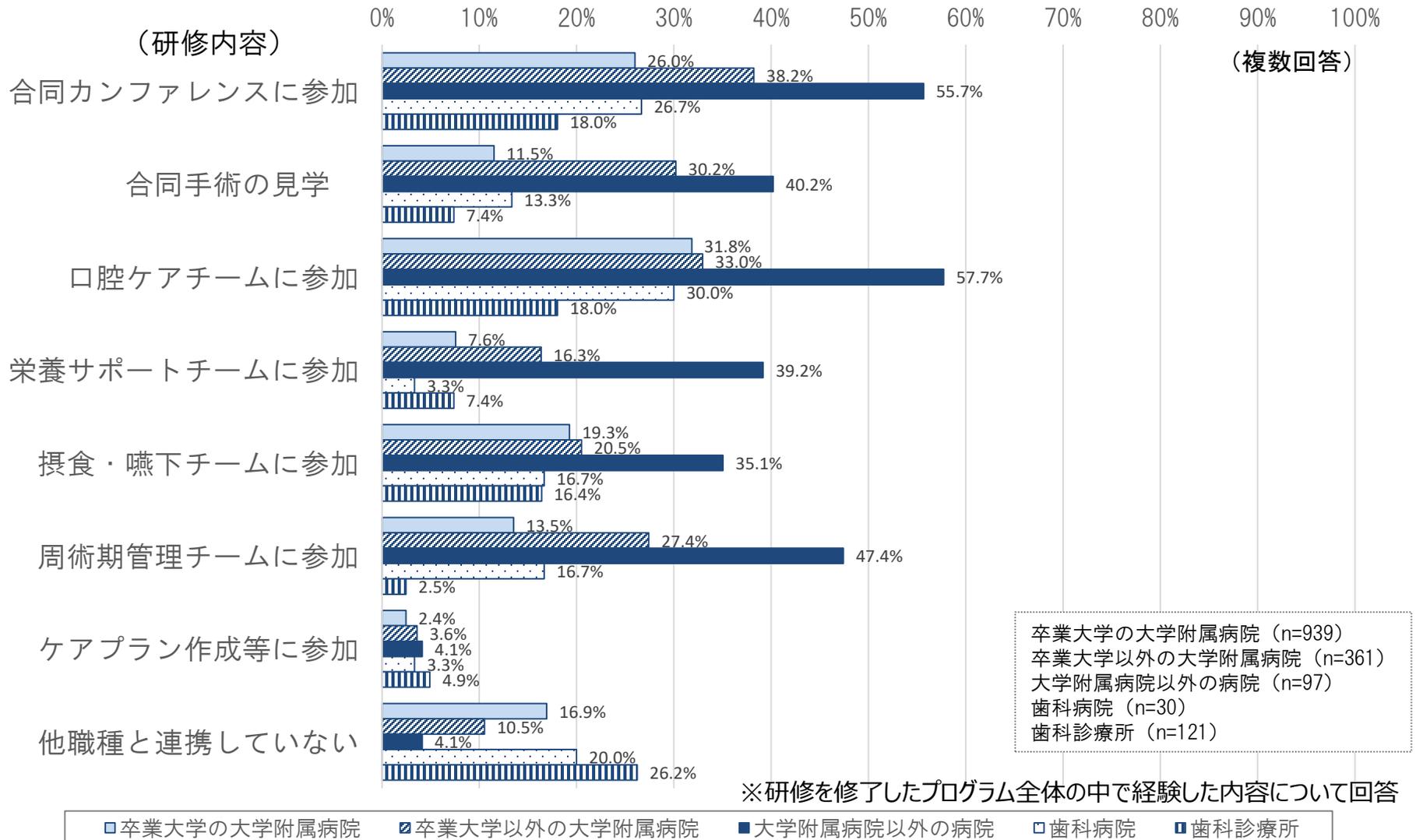
他職種との連携内容の状況

主に臨床研修を受けた施設種類別の各研修内容の経験者の割合



チーム医療に関する研修の実施状況

主に臨床研修を受けた施設種類別の各研修内容の経験者の割合



臨床研修修了後の進路

主に臨床研修を受けた研修施設種別の臨床研修修了後の進路

